

(様式1)

7 碧教庶第13号

令和7年4月16日

文部科学大臣 殿

碧南市長 小池 友妃子

(公 印 省 略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に
基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します(変更したので提出します)。

記

1. 施設整備計画の名称

碧南市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度～令和9年度(3年間)

(担当)

碧南市教育委員会庶務課

(担当者:長崎裕司)

住所:愛知県碧南市松本町28

電話:0566-41-3311

メール:kshomuka@city.hekinan.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

学校校舎について、個別施設計画に基づき優先度の高いものから順次長寿命化を図る。
老朽化したトイレについて、トイレ環境を改善するため、優先度の高いものから順次改修工事を行う。
快適な施設環境を整備するため、老朽化した空調について、優先度の高いものから順次更新する。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上のため空気調和設備を整備する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

学校施設に必要な防災機能について、優先度の高いものから順次整備する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		7 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む。)		5 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	2 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	12 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年8月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の初年度に課内において検討協議会を設置し、市実施計画に基づき計画期間経過後に達成度合いを評価する。
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]